

「バンコマイシン」特定薬剤治療管理料 診療報酬算定方法の一部訂正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和2年8月31日に厚生労働省保険局医療課より、令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正を行う旨の通知がございました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 対象項目 [191]バンコマイシン

■ 訂正箇所と内容

●B001 2 イ 特定薬剤治療管理料1

医科診療報酬点数表に関する事項		
訂正後	訂正前	備考
「注7」に規定する加算は、入院中の患者であって、バンコマイシンを数日間以上投与しているものに対して、バンコマイシンの安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定を行った場合は、1回に限り、 <u>初回月加算</u> (バンコマイシンを投与した場合)として「注7」に規定する加算を算定し、「注8」に規定する加算は別に算定できない。	「注7」に規定する加算は、入院中の患者であって、バンコマイシンを数日間以上投与しているものに対して、バンコマイシンの安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定が行われる初回月に限り、 <u>初回月加算</u> (バンコマイシンを投与した場合)として「注7」に規定する加算を算定し、「注8」に規定する加算は別に算定できない。	※1 ※2

※1. 下線部が訂正されました。

※2. 注7:

「イ」については、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1回に限り、530点を所定点数に加算する。

以上

No. 20-27